

## Information 役場産業建設課

町内の建築業者が施工する住宅が対象

# 熊野材を利用した住宅の建築を補助

町では、熊野材の利用促進および建築関連産業の活性化を図るために、熊野材を使い木造住宅を新築または増築する費用を補助します。

### 【補助対象】

町内で熊野材を使用した木造住宅を新築または増築するもの

### 【補助金の額】

①住宅の床面積が15m<sup>2</sup>以上 80m<sup>2</sup>未満…25万円  
②住宅の床面積が80m<sup>2</sup>以上…50万円

### 【交付要件】

- ①建物の構造材の60%は熊野材であること
- ②住宅の床面積が15m<sup>2</sup>以上であること
- ③町内の建築業者が施工する住宅であること

▶詳しくは、役場産業建設課（☎ 33-0336）までお問い合わせください。

## Information 役場産業建設課

町内の解体業者が施工する空き家が対象

# 空き家の解体撤去を補助

町では、町内の住環境の向上および災害の未然防止を図るために、5年以上住んでいない町内の空き家の解体撤去にかかる費用を補助します。

### 【対象となる空き家】

- ・町内で5年以上住んでいないもの
- ・公共補償費対象となっていないもの
- ・アパートなど事業用のものでないこと
- ・個人の所有物件で、借地に建設されている場合は土地所有者の同意を得ていること

### 【対象者】

空き家の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者）

### 【補助金の額】

解体撤去にかかる費用の2/3（上限50万円）  
▶詳しくは、役場産業建設課（☎ 33-0336）までお問い合わせください。

## Information 役場企画調整課

ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

# 6月より井田海岸のパトロールを開始！

アカウミガメの保護活動を行っている紀宝町ウミガメ保護監視員6名と、紀宝町ウミガメ公園飼育員の岡崎鮎美さんは、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。監視員らは7月末までの毎日、担当を決めてパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。



日曜日の午後8時からは、全員でパトロールを行っていますので、ウミガメ保護に興味がある方はパトロールに参加してみませんか。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎ 33-0334）までお問い合わせください。

## Information 役場企画調整課

お申し込みの年齢制限がなくなりました

# 宅地を分譲しています

町では、定住を促進するために、井田地区的宅地を下記のとおり分譲しています（残り3区画）。

今年度からは年齢制限がなくなりましたが、その他の資格や条件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

なお、申し込みは受付先着順です。

区画	所在地	分譲面積	分譲価格
①	紀宝町井田 1420番地1	192.63m <sup>2</sup> (58.27坪)	2,913,000円
②	紀宝町井田 1420番地2	分譲済	
③	紀宝町井田 1420番地3	212.92m <sup>2</sup> (64.41坪)	3,220,000円
④	紀宝町井田 1420番地5	212.94m <sup>2</sup> (64.41坪)	3,220,000円

▶詳しくは、役場企画調整課（☎ 33-0334）までお問い合わせください。



## Information 役場税務住民課

倒産・解雇などによる離職、正当な理由のある自己都合退職などをされた方へ

# 国民健康保険税が軽減されます

リストラや会社の倒産、解雇など事業主の都合（非自発的）で離職した方が、在職中と同程度の負担で国民健康保険（以下「国保」という。）に加入できるように、以下のような国民健康保険税の軽減策があります。

### ◆対象となる方は？

- 倒産や解雇などの理由により離職した方  
→雇用保険の特定受給資格者（離職理由コード：11・12・21・22・31・32）
- 正当な理由のある自己都合退職などの理由により離職した方  
→雇用保険の特定理由離職者（離職理由コード：23・33・34）

※雇用保険法の規定により65歳未満が対象です。

### ◆軽減される額は？

保険税は、前年の所得などによって算定されるため、前年の給与所得を「30/100」とみなして算定します。

### ◆軽減される期間は？

初回の申請の手続きで、離職した日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。  
※会社の健康保険に加入するなどして国保を脱退した場合は終了となります。

### ◆申請の手続きはどうしたらいいの？

保険税の軽減を受けるには申請が必要です。税務住民課に備え付けている申請書に記入し、届出を行ってください。届出の際には、ハローワークから交付された「雇用保険受給資格者証」を必ず提示してください。  
▶詳しくは、役場税務住民課（☎ 33-0337）までお問い合わせください。